

○山梨県警察の巡査長に関する訓令

〔平成5年12月28日〕
〔本部訓令第18号〕

〔沿革〕 平成7年2月本部訓令第1号 平成14年5月本部訓令第8号

山梨県警察の巡査長に関する訓令（昭和42年山梨県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に基づき、山梨県警察の巡査長の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（巡査長の行う職務）

第2条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

（巡査長に充てる巡査）

第3条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当する者から選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）の卒業生又はこれと同等の学歴を有する者は2年、同法に定める短期大学の卒業生又はこれと同等の学歴を有する者は4年）に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

（所属長の上申）

第4条 所属長は、前条の規定に該当し、適格と認める者について、巡査長選考上申書（別記様式）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者についての上申は、行わないものとする。

（巡査長選考委員会）

第5条 巡査部長昇任試験に合格している者以外のものに係る巡査長の選考を行うため、警察本部に巡査長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員 3 名以上をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 委員長が指名する者

3 委員会の庶務は、警務課において行う。

(巡査長の選考方法)

第 6 条 委員会における巡査長の選考は、所属長から上申された巡査について、書類審査により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査を併せて行うことができる。

(合格者の決定)

第 7 条 委員長は、委員会の選考を経て、合格者を決定するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 7 年 2 月 2 7 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 5 月 2 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 1 4 年 5 月 2 日から施行する。

様式 略